

医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6（歯科点数表第 2 章第 9 部の通則 4 を含む。）に掲げる手術

区分 1 に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出手術等	22
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	49
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	26

区分 2 に分類される手術		手術件数
ア	靱帯断裂形成手術等	8
イ	水頭症手術等	43
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	1
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	6
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分 3 に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	2
キ	同種死体腎移植術等	0

その他の区分に分類される手術		手術件数
ア	人工関節置換術	118
イ	乳児外科施設基準対象手術	6
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	21
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	13
	・急性心筋梗塞に対するもの	0
	・不安定狭心症に対するもの	1
	・その他のもの	12
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	84
	・急性心筋梗塞に対するもの	21
	・不安定狭心症に対するもの	16
	・その他のもの	47

区分 4 に分類される手術件数（胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術）	290
-----------------------------------	-----

期間 令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日まで